

令和5年(2023年)8月28日(月)

第1回杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 資料4

「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて

～杉並区における子どもの権利擁護をより一層推進するための取組について～

国連児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年） 国連総会にて、全会一致で採択

1994年（平成6年） 日本政府批准

- 世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約
- 現在、196の国・地域が締約、世界で最も広く受け入れられている人権条約
- 「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。
さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

- 「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。この4つの原則は、それぞれ条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められているほかの権利を考えると、常に合わせて考えることが大切です。4つの原則は、「こども基本法」(2023年4月施行)にも取り入れられています。

①差別が禁止されていること

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。(第2条)

②子どもにとってもっとも良いこと

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。(第3条)

子どもの権利条約の4原則

③命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。(第6条)

④意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。(第12条)

- 子どもの権利条約は前文と54条からなり、1～40条に、生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、世界のどこで生まれても子どもたちがもっている、様々な権利が定められています。また、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても書かれています。
- 条約に書かれている子どもの権利を守るために国が法律を整え政策を実施すること、また、子どもの権利が実現するようにする責任はまず親(保護者)にあることなども定められています。

→ 別紙1 「子どもの権利条約」 第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

- 41条以下には、条約の原則や内容をおとなにも子どもにも広く知らせることや、条約を実施するための仕組みなどが定められています。



しかしながら、「子どもの権利条約」を「聞いたことがない」大人は約4割、子どもは約3割と、「子どもの権利」条約の認知度は低い状況にあります。

→ 別紙2 「3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識」
セーブ・ザ・チルドレン実施調査 (2019年8月実施)

こども基本法

2022年(令和4年)6月 成立

2023年(令和5年)4月 施行

施行と同時に

こどもがまんなかの社会を実現するために
こどもの視点に立って意見を聴き、
こどもにとっていちばんの利益を考え、
こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、
こどもの権利を守るための
こども政策に強力なリーダーシップをもって取り組むため、
こども家庭庁を創設

- こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法
- こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約(※)の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。
- こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

→ 別紙3 「こども基本法の概要」

東京都こども基本条例

2021年(令和3年)3月 都本会議にて、全会一致で成立(議員提出条例)

2021年(令和3年)4月 施行

- 「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化
- 子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等、多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定
- 子供施策に係る総合的推進体制の整備について規定

→ 別紙4 「東京都こども基本条例ハンドブック(抜粋)」

杉並区における子どもの権利擁護を推進する取組

➤ 基本構想の策定

- ・概ね10年程度の杉並区の将来を展望する羅針盤として、令和3年(2021年)10月に策定
- ・区が目指すまちの姿「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けて、8つの分野ごとの将来像を掲げています。

子ども分野の将来像～

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

将来像を実現するための取組の方向性

子どもの権利を大切にし、
子どもが主人公となるような取組を進める

子どもの個性に応じた育ちを
社会全体で支援する

安心して子どもを産み、
育てられる環境をつくる

➤ 3つの方向性から、子ども分野の将来像に向けた取組を具体化するため、総合計画に定めた5つの施策

施策1

子どもの権利を尊重し育ち
を支える環境の整備・充実

施策2

子どもの居場所づくりと育
成支援の充実

施策3

安心して子どもを産み育て
られる環境の充実

施策4

働きながら安心して子育て
できる環境の整備・充実

施策5

障害児支援の充実と医療
的ケア児の支援体制の整
備

- 施策1に掲げた目標を達成するため、「子どもの権利擁護の推進」のほか、「区立児童相談所の設置準備」等を計画事業に定め、取組を進めています。

施策1

子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備

基本方針

子どもの命と権利を守るため、子どもの意見が尊重される環境の整備や児童虐待対応などを通じて、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

また、すべての子どもの育ちを支えるため、子どもの貧困対策を進めるとともに、支援が必要なひとり親家庭が、様々なサービスを活用し、安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

事業1 区立児童相談所の設置準備

事業2 子ども家庭支援センターの整備・機能強化

事業3 ひとり親家庭支援の充実

事業4 子どもの貧困対策の推進

事業5 ヤングケアラー支援の推進

事業6 子どもの権利擁護の推進

➤ 事業6「子どもの権利擁護の推進」では、「子どもの権利擁護に関する審議会」を設置し、子どもの権利に関する条例の制定を見据え、検討を行うこととしています。

事業6

子どもの権利擁護の推進

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利擁護に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるようにしていきます。

- 令和5(2023)年度

子どもの権利に関する条例

検討

(仮称)子どもの権利擁護に関する審議会

設置・運営

- 令和6(2024)年度

子どもの権利に関する条例

検討

(仮称)子どもの権利擁護に関する審議会

設置・運営

令和5年第2回定例会で条例成立
本日から審議を開始

➤ 検討に当たっては、区民や有識者、子どもからの意見を幅広く反映させるための取組を行います。特に子どもからの意見聴取については、こども基本法第11条に基づき、子どもたち自身が直接意見を表明する機会を設けます。

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会における議論の進め方について

- ▶ こども基本法や東京都こども基本条例、その他の自治体が制定している「子どもの権利に関する条例」などの理念や内容、区内の子どもの権利擁護の現状を踏まえ、「杉並の子どもとともに」という視点での議論
- ▶ 子どもの権利を十分に守ることができる地域づくりを可能にするためには、杉並区においても条例制定が必要なのか、必要であるならばどのような条例の内容であれば可能となるのかという視点での議論
- ▶ 色々な子どもたちから、生の声を可能な限りたくさん聴き、子どもたちの意見や思いを反映させる視点での議論